

四半期報告書

(金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成22年4月1日
(第65期第1四半期) 至 平成22年6月30日

エレマテック株式会社

東京都港区三田三丁目5番27号

(E02941)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
3. 関係会社の状況	2
4. 従業員の状況	2
第2 事業の状況	
1. 仕入及び販売の状況	3
2. 事業等のリスク	3
3. 経営上の重要な契約等	3
4. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4
第3 設備の状況	9
第4 提出会社の状況	
1. 株式等の状況	10
2. 株価の推移	11
3. 役員の状況	11
第5 経理の状況	12
1. 四半期連結財務諸表	13
2. その他	21
第二部 提出会社の保証会社等の情報	22

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月12日
【四半期会計期間】	第65期第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）
【会社名】	エレマテック株式会社
【英訳名】	Elematec Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 櫻井 恵
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03（3454）3526
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員 磯上 篤生
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館25階
【電話番号】	03（3454）3526
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員 磯上 篤生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第64期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第65期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第64期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高(百万円)	17,064	26,423	88,299
経常利益(百万円)	423	975	2,988
四半期(当期)純利益(百万円)	139	627	1,868
純資産額(百万円)	24,064	26,660	26,895
総資産額(百万円)	40,654	53,011	51,987
1株当たり純資産額(円)	1,307.01	1,291.59	1,297.27
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	7.64	30.64	95.46
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	—	—
自己資本比率(%)	58.6	49.9	51.3
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,778	998	140
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	689	△127	668
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△156	△413	△926
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	11,015	9,604	9,393
従業員数(人)	943	1,051	1,092

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、主要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	1,051
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。（当社グループからグループ外への出向者及びグループ外から当社グループへの出向者はありません。また、パートタイマー・契約社員19名は含まれておりません。）

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	347
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であります。（当社から社外への出向者48名及びパートタイマー・契約社員12名は含まれておりません。）

第2【事業の状況】

1【仕入及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間における商品の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比 (%)
日本 (百万円)	19,206	—
中国 (百万円)	3,348	—
その他アジア (百万円)	1,232	—
欧米 (百万円)	140	—
合計 (百万円)	23,928	—

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における商品の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比 (%)
日本 (百万円)	17,186	—
中国 (百万円)	6,421	—
その他アジア (百万円)	2,467	—
欧米 (百万円)	347	—
合計 (百万円)	26,423	—

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間における主な販売先グループ（主な販売先とその子会社）別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
㈱東芝グループ	2,960	17.3	2,971	11.2

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生したリスク及び前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について変更した重要な事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

①全般の概況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、欧州金融危機による影響で、今後の景気悪化が不安視されている中、新興国をはじめとした海外での需要の改善や緊急経済対策を背景に輸出が緩やかに増加し、国内の景気に持ち直しの動きが見られました。また、エレクトロニクス業界におきましては、「エコポイント」制度の継続や外需の下支えにより、生産は比較的安定して推移しました。

このような状況の中、当社グループは、薄型テレビや液晶デバイス等に関連した部材の販売に努めました。

この結果、当第1四半期連結会計期間における売上高及び各利益水準は、業況の復調及び合併効果等により、前年同期と比較して大幅に増加しました。売上高は、前年同期比54.8%増の264億23百万円となりました。次に、利益面につきましては、営業利益は、売上高の増加に伴う売上総利益の増加及び販売費及び一般管理費の抑制により、前年同期比126.8%増の10億32百万円となりました。経常利益は、営業利益が増加したことから、前年同期比130.1%増の9億75百万円となりました。税金等調整前四半期純利益は、前年同期比189.5%増の9億52百万円となりました。また、四半期純利益は、前年同期比350.8%増の6億27百万円となりました。

②セグメント別の概況

当社グループの報告セグメントを基とした、当第1四半期連結会計期間における地域別販売状況（セグメント間取引の相殺消去前）の概要は、以下のとおりであります。

（日本）

売上高は、「電気材料」及び「電子部品」の販売が増加し、221億97百万円となりました。営業利益は、6億14百万円となりました。

（中国）

売上高は、「電気材料」の販売が増加し、72億66百万円となりました。営業利益は、2億76百万円となりました。

（その他アジア）

売上高は、「電気材料」の販売が増加し、30億37百万円となりました。営業利益は、50百万円となりました。

（欧米）

売上高は、「電子部品」の販売が増加し、4億1百万円となりました。営業利益は、13百万円となりました。

また、当社グループの当第1四半期連結会計期間における商品区分別販売状況の概要は、以下のとおりであります。

（電気材料）

ゲーム機器及び海外における絶縁材料の販売や携帯電話用等のディスプレイ部品・材料の販売が増加した結果、売上高は前年同期比43.0%増の136億70百万円となりました。

（電子部品）

パソコン及び車載用等の電気部品の販売が増加した結果、売上高は前年同期比86.3%増の67億50百万円となりました。

（機構部品）

液晶テレビ及び携帯電話用等の機構部品の販売が増加した結果、売上高は前年同期比34.9%増の40億87百万円となりました。

（その他）

医療機器及びハードディスク用等の関連部材の販売が増加した結果、売上高は前年同期比124.8%増の19億15百万円となりました。

(2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末比2.0%増の530億11百万円となりました。

流動資産は、「受取手形及び売掛金」「たな卸資産」が増加したこと等により、前連結会計年度末比2.2%増の471億1百万円となりました。

固定資産は、「投資有価証券」が減少したものの、「その他」の「繰延税金資産（固定）」が増加したこと等により、前連結会計年度末比微増の59億10百万円となりました。

流動負債は、「未払法人税等」が減少したものの、「支払手形及び買掛金」が増加したこと等により、前連結会計年度末比5.3%増の258億73百万円となりました。

固定負債は、「負ののれん」が減少したこと等により、前連結会計年度末比8.9%減の4億77百万円となりました。

純資産は、「為替換算調整勘定」の影響が拡大したこと等により、前連結会計年度末比0.9%減の266億60百万円となり、自己資本比率は、49.9%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末は、前連結会計年度末と比べ、現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）が2億10百万円増加し、96億4百万円となりました。

営業活動によって得られたキャッシュ・フローは、9億98百万円（前年同期比7億79百万円減少）となりました。主な内訳としては、税金等調整前四半期純利益が9億52百万円、仕入債務の増加による資金獲得が17億45百万円、売上債権の増加による資金流出が10億10百万円、法人税等の支払による資金流出が6億89百万円です。

投資活動に使用されたキャッシュ・フローは、1億27百万円（前年同期比8億17百万円増加）となりました。主な内訳としては、出資金の払い込みによる資金流出が66百万円、無形固定資産の取得による資金流出が58百万円です。

財務活動に使用されたキャッシュ・フローは、4億13百万円（前年同期比2億56百万円増加）となりました。主な内訳としては、短期借入金の増加による資金獲得が73百万円、自己株式の取得による資金流出が1億12百万円、配当金の支払による資金流出が3億74百万円です。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

① 当社グループの現状認識及び対処すべき課題の内容

国内外の景気は回復基調にあります。欧州金融危機や米国経済の失速により、今後の世界経済の動向が不安視されているのに加えて、国内においても、内需の低迷に加え政策効果の息切れや輸出の増勢が減速する恐れもあります。そのような状況の中、当社グループの主たる得意先である日系エレクトロニクスメーカー各社は、一層のコストダウンと生産委託先も含めた生産拠点の選別または統廃合を、今以上に推進していくものと考えられます。

また、当社グループにおいては、合併効果の早期最大化を図ることが課題であると認識しております。当社グループとしては、以下の諸施策を推進してまいります。

- a. 合併により拡大した顧客基盤に対し、国内外でのサービスの提供を充実させ、新規提案及び拡販活動を推進してまいります。
- b. 得意先の生産体制の変化に対し、営業ネットワークの整備を含め、機動的に対応してまいります。
- c. 新規仕入先メーカーを発掘し、得意先への情報提供力の維持向上をめざしてまいります。
- d. 仕入先メーカー等との取引関係を強化し、事業基盤の拡大を図ります。
- e. コスト及びリスク管理を強化し、システム整備や人材育成を図るとともに、グローバルな事業体制及び管理体制の構築に努めてまいります。

② 会社の支配に関する基本方針

a. 基本方針の内容

当社グループは、エレクトロニクス業界において、伝統的商社機能のほか、情報収集機能、物流機能等を活用し、新たな付加価値を提供しつつ商材の販売活動を展開しております。

一方、仕入先に対しては、得意先に関する情報を収集、分析し提供することで当社グループがマーケティング及び営業機能を代替するなどして、得意先への商材の安定的な供給を確保しております。

また、当社グループの事業活動においては、株主、得意先、仕入先及び従業員にとどまらず、社会的責任をもたらすものとして、地域社会の調和、環境への配慮など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも必要であると考えております。

このように、当社グループの企業価値は、ステークホルダーとの強固な信頼の基に成り立っており、各事業

の有機的な結合によって確保・向上されるべきものと考えております。このような観点から、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、株主や得意先、仕入先、地域、社会及び従業員等のステークホルダーの利益に資することに配慮し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させていく立場にあるべきものと考えております。

ところで、近年、わが国においても、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大規模な株式の買い付けを強行するという事例が見られるようになっております。上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様の自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付行為があったとしても、一概にこれを否定するものではなく、最終的には、株主の自由な意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社の経営に直ちに大きな影響を与える支配権を取得するものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

このうち、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付行為は不適切と考えざるを得ず、また、その行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適当であると考えております。

b. 基本方針の実現に資する取り組み

当社グループは、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することをめざしております。また、多数の株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、中長期的に当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させるため、以下の点を重点施策として、取り組んでおります。

イ. 得意先の様々なニーズを捉えるマーケティング力のさらなる強化を図る

得意先の最終消費者の多様な要求、嗜好にもとづく、得意先からの製品設計上の様々なニーズを満たすべく営業各部門が得た情報を「開発部」を中心に分析したうえで共有化し、全社戦略・戦術の策定力の強化を図ってまいります。

ロ. 得意先を取り巻く環境の変化をいち早く察知し営業展開を図る

得意先エレクトロニクスメーカーの生産体制のグローバル化に対応して、販売拠点及びその他ネットワークの整備拡充を推進し、海外現地法人の販売子会社や加工子会社等も含めた販売体制の連携及び強化を図っていく必要があると考えております。中国を中心としたアジア地区での販売活動には引き続き注力しながらも、欧米地区においても強化を図ってまいります。

ハ. 業務管理の画一化

各海外現地法人のオペレーションの安定による業務管理の画一化を図り、内部統制の強化ならびに販売費及び一般管理費等のコスト削減努力を継続するとともに、外貨取引の増加に対応した為替管理等の各種リスク管理を強化し、基幹システム等の改善や増強、人材の育成にも注力してまいります。

c. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための具体的な取り組み

当社は、前記a.記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、買収防衛策（以下「本施策」という。）を導入しております。

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買い付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問わず、当社取締役会があらかじめ同意したものを除く。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」という。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値を確保または向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここでいう特定株主グループとは、(i)当社株券等の保有者（注2）及びその共同保有者（注3）、または(ii)当社株券等の買い付け等（注4）を行う者及びその特別関係者（注5）をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記(i)の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記(ii)の場合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（注7）の合計をいいます。

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項にもとづき保有者とみなされる者を含みます。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項にもとづき共同保有者とみなされる者を含みます。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買い付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。

- (注5) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。
(注6) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。
(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。

イ. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討及び評価の期間の付与を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議するための要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました。

ロ. 大規模買付ルール

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本情報」という。)を書面で提供していただきます。十分な本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主の判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部または一部を開示いたします。

これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討及び評価を行うことを目的としております。

次に、大規模買付者には、当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から60日間(大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買い付けの場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)(以下「取締役会評価期間」という。)が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為または当該大規模買付者の提案にかかる経営方針等について検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重して、大規模買付対抗措置発動の是非について決議します。

当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役または社外有識者のなかから選任します。取締役会評価期間中、当社取締役会は、本情報及び本情報の取締役会による評価及び分析結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、取締役会の諮問にもとづき、取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要なと認める情報等を自ら入手、検討して、取締役会に勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を取り纏めて公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

ハ. 大規模買付対抗措置

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつりあげて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合(いわゆるグリーンメイラーの場合)、当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為にかかる特定株主グループ(大規模買付者を含む。)に移譲させること(いわゆる焦土化経営)にある場合等、当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損すると独立委員会が判断したときは、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置の一つとして株主に対する無償割当の方法によって発行される新株予約権の募集事項の概要ですが、この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件及び当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

- d. 本施策が基本方針に沿い、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての取締役会の判断及びその判断にかかわる理由

イ. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記c.に述べたとおり、本施策は、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、ならびに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件及び内容をあらかじめ設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、前記c.に述べた大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

ロ. 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記c.において明確に示したところであり、株主、投資家及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

ハ. 株主意思の反映

前記c.に述べたとおり、本施策は第61回定時株主総会にて導入し、第62回定時株主総会においても、本施策の継続等に関して株主の皆様意思を確認させていただき、有効期間を平成23年6月開催予定の定時株主総会の終結時とさせていただきます。今後につきましても、当社株主総会において本施策の継続等に関して株主の皆様意思を確認させていただくことを予定しております。また、本施策は、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により廃止することができることされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

従って、本施策の継続、廃止または変更の是非の判断には、株主総会における決議を通じて株主の意思が反映されるものと考えます。

ニ. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記c.のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記c.のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

従って、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

(5) 研究開発活動

当社グループは、ユーザー、仕入先と共同で商品開発に取り組んでおりますが、技術開発の主体は相手方にあるため、特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	84,000,000
計	84,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成22年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成22年8月12日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,152,473	21,152,473	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	21,152,473	21,152,473	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	—	21,152,473	—	2,142	—	2,017

(6)【大株主の状況】

株主名簿を確認した結果、当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

(7)【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 678,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,463,000	204,630	—
単元未満株式	普通株式 10,873	—	—
発行済株式総数	21,152,473	—	—
総株主の議決権	—	204,630	—

②【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
エレマテック株式会社	東京都港区三田3-5-27 住友不動産三田ツインビル西館25階	678,600	—	678,600	3.20
計	—	678,600	—	678,600	3.20

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	平成22年5月	平成22年6月
最高(円)	1,274	1,239	1,129
最低(円)	1,124	1,007	1,040

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,604	9,393
受取手形及び売掛金	32,363	31,629
たな卸資産	※1 4,480	※1 4,082
未収消費税等	194	642
その他	626	526
貸倒引当金	△167	△166
流動資産合計	47,101	46,108
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,321	2,301
減価償却累計額	△1,502	△1,471
建物及び構築物（純額）	819	830
機械装置及び運搬具	686	683
減価償却累計額	△306	△289
機械装置及び運搬具（純額）	380	394
土地	1,663	1,663
その他	621	627
減価償却累計額	△455	△446
その他（純額）	166	181
有形固定資産合計	3,029	3,069
無形固定資産		
ソフトウェア	170	168
その他	65	16
無形固定資産合計	235	185
投資その他の資産		
投資有価証券	839	926
保険積立金	375	358
投資不動産	※3 429	※3 431
その他	1,122	1,033
貸倒引当金	△122	△125
投資その他の資産合計	2,644	2,624
固定資産合計	5,910	5,878
資産合計	53,011	51,987

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	24,287	22,803
短期借入金	261	202
未払法人税等	400	771
賞与引当金	155	197
役員賞与引当金	25	—
その他	744	593
流動負債合計	25,873	24,567
固定負債		
退職給付引当金	39	37
負ののれん	316	352
その他	121	134
固定負債合計	477	523
負債合計	26,351	25,091
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,142	2,142
資本剰余金	3,335	3,335
利益剰余金	22,843	22,627
自己株式	△693	△581
株主資本合計	27,628	27,523
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	13	70
為替換算調整勘定	△1,197	△910
評価・換算差額等合計	△1,184	△839
少数株主持分	217	211
純資産合計	26,660	26,895
負債純資産合計	53,011	51,987

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	17,064	26,423
売上原価	15,218	23,530
売上総利益	1,845	2,893
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	480	646
役員報酬	45	66
運賃及び荷造費	154	237
法定福利費	61	88
旅費及び交通費	77	103
減価償却費	44	50
賞与引当金繰入額	68	133
役員賞与引当金繰入額	9	25
退職給付費用	45	56
その他	403	453
販売費及び一般管理費合計	1,390	1,860
営業利益	455	1,032
営業外収益		
受取利息	13	1
受取配当金	8	4
負ののれん償却額	4	36
賃貸収入	31	30
その他	11	12
営業外収益合計	69	86
営業外費用		
支払利息	0	1
持分法による投資損失	10	0
賃貸費用	6	5
為替差損	78	129
その他	6	6
営業外費用合計	101	143
経常利益	423	975
特別損失		
投資有価証券償還損	94	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	22
特別損失合計	94	22
税金等調整前四半期純利益	328	952
法人税等	190	321
少数株主損益調整前四半期純利益	—	631
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△0	3
四半期純利益	139	627

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	328	952
減価償却費	63	71
負ののれん償却額	—	△36
投資有価証券償還損益 (△は益)	94	—
持分法による投資損益 (△は益)	10	0
受取利息及び受取配当金	△22	△6
売上債権の増減額 (△は増加)	△292	△1,010
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△239	△440
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,643	1,745
未収消費税等の増減額 (△は増加)	458	446
その他	△137	△40
小計	1,907	1,682
利息及び配当金の受取額	39	6
利息の支払額	△0	△1
法人税等の支払額	△169	△689
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,778	998
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△27	△16
無形固定資産の取得による支出	△9	△58
出資金の払込による支出	—	△66
投資有価証券の売却及び償還による収入	728	—
その他	△1	13
投資活動によるキャッシュ・フロー	689	△127
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	73
自己株式の取得による支出	—	△112
配当金の支払額	△156	△374
財務活動によるキャッシュ・フロー	△156	△413
現金及び現金同等物に係る換算差額	141	△247
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,452	210
現金及び現金同等物の期首残高	8,563	9,393
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 11,015	※ 9,604

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は、軽微であります。

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	前第1四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「負ののれん償却額」は、当第1四半期連結累計期間において金額の重要性が増したため区分掲記しております。なお、前第1四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「負ののれん償却額」は△4百万円であります。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
たな卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1. たな卸資産について、その内訳科目及び金額は次のとおりであります。	※1. たな卸資産について、その内訳科目及び金額は次のとおりであります。
商品及び製品 4,268百万円	商品及び製品 3,899百万円
原材料及び貯蔵品 211百万円	原材料及び貯蔵品 182百万円
2. 受取手形裏書譲渡高 49百万円	2. 受取手形裏書譲渡高 39百万円
※3. 投資不動産の減価償却累計額 25百万円	※3. 投資不動産の減価償却累計額 23百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)
現金及び預金勘定 11,015 百万円	現金及び預金勘定 9,604 百万円
現金及び現金同等物 11,015 百万円	現金及び現金同等物 9,604 百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 21,152千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 678千株

3. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月13日 取締役会	普通株式	411	20	平成22年3月31日	平成22年6月21日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間において、当社グループは電気材料、電子部品及び機構部品等の販売を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	中国 (百万円)	その他 アジア (百万円)	欧米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	11,893	3,597	1,323	249	17,064	—	17,064
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	3,170	513	354	54	4,093	(4,093)	—
計	15,064	4,111	1,678	304	21,158	(4,093)	17,064
営業利益	271	113	27	3	414	40	455

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりであります。

- ① 国又は地域の区分の方法……………地理的近接度による。
- ② 各区分に属する主な国又は地域……中国（香港を含む）、その他アジア：台湾、韓国、東南アジア
欧米：USA、チェコ、ポーランド

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

	中国	その他アジア	その他	合計
I 海外売上高（百万円）	4,172	1,252	283	5,707
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	17,064
III 海外売上高の連結売上高に占める割合（%）	24.4	7.3	1.7	33.4

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりであります。

- ① 国又は地域の区分の方法……………地理的近接度による。
- ② 各区分に属する主な国又は地域……中国（香港を含む）、その他アジア：台湾、韓国、東南アジア

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループは、エレクトロニクス専門商社として、さまざまな電子機器に利用される電気材料等を、日本、中国及びアジア地域を中心に世界各国へ提供しております。また、各国の現地法人は、それぞれ独立した経営単位となっており、独自に事業活動を展開しております。さらに、各現地法人を地域毎にグルーピングし、執行役員が管掌することで経営情報を把握し、取締役会が管理及び業績評価を行っております。

従って、当社グループの報告セグメントは、販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成され、各地域の法人をグルーピングした上で、「日本」、「中国」、「その他アジア」及び「欧米」の4つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

	日本 (百万円)	中国 (百万円)	その他 アジア (百万円)	欧米 (百万円)	計 (百万円)	調整額 (注1) (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	17,186	6,421	2,467	347	26,423	—	26,423
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	5,010	845	569	54	6,479	(6,479)	—
計	22,197	7,266	3,037	401	32,903	(6,479)	26,423
セグメント利益	614	276	50	13	955	76	1,032

(注) 1. セグメント利益（営業利益）の調整額は、セグメント間の消去額を記載しております。

2. 日本以外の各セグメントに属する国又は地域は、次のとおりであります。

- (1) 中国……………中国（香港を含む）
- (2) その他アジア…台湾、韓国、東南アジア
- (3) 欧米……………USA、チェコ、ポーランド

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,291.59円	1株当たり純資産額	1,297.27円

2. 1株当たり四半期純利益金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	7.64円	1株当たり四半期純利益金額	30.64円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期純利益(百万円)	139	627
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	139	627
期中平均株式数(千株)	18,235	20,490

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成22年5月13日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額……………411百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………20円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成22年6月21日

(注) 平成22年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月10日

高千穂電気株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 禎良 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 裕司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている高千穂電気株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、高千穂電気株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月12日

エレマテック株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 禎良 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 裕司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエレマテック株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エレマテック株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。